

令和6年度 第2回石巻市DX推進本部提案

審議

提出日：令和6年8月5日

担当部・課：総務部秘書広報課〔内線4024〕

① 件名	石巻市ソーシャルメディアガイドラインの策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本市では、公式のFacebook、X、LINEを運用しているが、庁内のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）の運用状況を確認したところ、各課や各施設で独自に開設しているものもあり、石巻市情報セキュリティポリシーにより定められている情報セキュリティ対策の強化やソーシャルメディアを安全に活用するための運用手順を定める必要があった。 また、石巻市ソーシャルメディアガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定については、石巻市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針（以下「DX推進方針」という。）に基づく「SNSを活用した効果的な情報発信の実施」に向けた取組である。</p> <p>【目的】 ガイドラインを策定し、開設から運用までの手続、留意点、運用手順等を規定することにより、ソーシャルメディアを活用した効果的かつ安全で確実な情報発信を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号） 自治体DX推進計画（令和2年12月25日閣議決定） 石巻市情報セキュリティポリシー（令和5年8月31日訓令第21号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち 第1節 市民に寄り添い信頼される行財政運営の推進 （2） 市民の関心を高める情報発信を推進する</p> <p>【個別計画との整合性】 DX推進方針 A 「市民サービスの利便性向上」実現のための取組 ① デジタル技術やデータを活用した市民サービスの利便性向上</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和6年1月 各課へSNSの運用状況を照会 令和6年3月 ガイドライン（案）を作成 令和6年5月 ガイドラインについて武蔵大学庄司教授（石巻市DX推進アドバイザー）と協議 令和6年7月 庄司教授による「SNSを活用した情報発信に関する講演会」を開催</p>
⑤ 主な内容	<p>1 趣旨 ソーシャルメディアを活用した迅速な情報発信及び利便性の高い行政サービスの提供を推進するとともに、石巻市情報セキュリティポリシーにより定められている情報セキュリティ対策を期すことを目的として、ソーシャルメディアを安全に活用するための手続及び留意点を示すもの。</p>

2 適用範囲

次に示すソーシャルメディアのアカウントを開設・運用する場合に適用する。

区分	具体的なアカウントの例
本市が開設者としてソーシャルメディアを開設・運用する場合	石巻市、石巻市観光政策課、石巻市博物館、いしびょん等
指定管理者が施設運営に係るソーシャルメディアを開設・運用する場合	石ノ森萬画館、石巻市子どもセンターらいつ、各体育施設等
委託業者が事業の発信に係るソーシャルメディアを開設・運用する場合	石巻市ふるさと納税、石巻まちのコンシェルジュ、かわまちオープンパーク等

3 開設・運用の手続及び留意点

- 各課でソーシャルメディアを運用する際に必要なアカウント開設から運用までの手続や留意点を規定。
- ソーシャルメディアを運用する各課は、ガイドラインに基づき運用ポリシーを作成し、ソーシャルメディアの各アカウントを運用・管理する。また、ソーシャルメディアの開設・変更・廃止について秘書広報課に届け出る。
- 秘書広報課は、運用する各課から提出されたソーシャルメディアの開設・変更・廃止届出書により、市のアカウントを把握する。

4 安全に活用するための留意点

- ソーシャルメディアを安全に活用するため、発信する情報内容についての留意点を規定。

5 第三者に発信を依頼する場合に明示すべき内容

- 本市が業務委託等により情報発信自体を依頼する場合において、発信する情報元が本市であること及び本市と情報発信者の関係性を情報受信者が容易に認識かつ理解できるよう明示方法を規定。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

各課におけるソーシャルメディアを活用した効果的かつ安全で確実な情報発信が推進されることにより、市民の市政への関心が高まり、ひいては信頼される行政運営に寄与する。

ソーシャルメディアの開設所属、責任者等を把握し、情報の発信元を明確にすることにより、安全で確実な情報発信に寄与する。

ガイドラインの運用に係る財政負担は発生しない。

⑦ 県内他の自治体の政策との比較検討

県内各市では、仙台市、名取市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市において策定済。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年 8月 ガイドライン策定・運用開始
各課に運用ポリシーの作成を依頼
12月 ホームページに運用ポリシーを掲載

⑨ その他